

グリーン購入法の概要

<概要>

○環境負荷の低減に資する物品等・役務等について、国等の公的部門における調達
の推進を図るもの

○議員立法により制定された。

<概要>

○国、地方公共団体

- ・環境物品等の調達方針の作成
- ・調達方針に基づいた調達の推進

○製造・販売事業者

- ・購入者がその物品等の環境負荷を把握できるよう情報提供を実施

国等における調達方針

基本方針の策定
各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（国会、裁判所、各省、特殊法人）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への報告

環境大臣が各大臣等に必要な要請

地方公共団体

- ・毎年度、調達方針を作成
- ・調達方針に基づき調達推進
（努力義務）

環境調達を理由として、物品調達の総量を増やすことにならないよう配慮

事業者・国民

物品購入等に際し、できる限り
環境物品等を選択
（一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等
環境物品等について適切な情報提供

環境フェル等の情報提供体制

- ・科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供
- ・適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討